

各県スポーツ協会 様
各競技団体ご担当者 様

国民スポーツ大会第 45 回九州ブロック大会
宿泊弁当関連事務局
名鉄観光サービス（株）長崎支店

長崎市における宿泊税の取扱いについて（ご連絡）

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

長崎市では「宿泊税」が導入されており、本来、長崎市内に宿泊する際は宿泊代金に応じて宿泊税が徴収されることとなっておりますが、本大会における宿泊利用においては、所定の書類をチェックイン時に提出することで、その課税が一部免除されます。

課税免除の申請のための書式を下記よりダウンロードいただき、事前に入力ならびに作成の上、当日チェックイン時にフロントへご提出ください。提出がない場合、減免が受けられず、当日宿泊税をお支払いいただく形となりますので、お忘れないう、ご注意ください。

長崎市宿泊税減免書をダウンロードする：<https://x.gd/iRSIh>

詳しくは、下記長崎市の公式ホームページをご参照ください。

<https://www.city.nagasaki.lg.jp/page/5462.html>

① 免税制度の対象者

高校生以下の選手および引率する監督・コーチ

※成年種別（大学生以上）の選手および引率する監督・コーチ、応援者（保護者等）は、免税制度の対象外となります。

② 長崎市の宿泊税について（基本）※抜粋

宿泊代金(食事代金を除く)が、10,000 円未満…1 名 1 泊あたり一律 100 円

宿泊代金(食事代金を除く)が、10,000 円以上 20,000 円未満…1 名 1 泊あたり一律 200 円